

電子申請方式の受付は、令和3年3月開始予定

建退共電子申請方式のご案内

電子申請方式とは

月に一度、共済契約者(主に元請)が就労日数を
電子申請専用サイトに報告し、予めペイジーまたは
口座振替でご購入いただいた退職金ポイントを
就労日数に応じて掛金として充当し、納める方式です。
掛金の充当状況は電子申請専用サイトで確認可能です。

掛金充当の流れは裏面をご覧ください。

就労実績報告作成ツール



電子申請専用サイト



- 今後も現行の証紙貼付方式は継続します。証紙貼付方式、または電子申請方式を採用するかは、原則、工事ごとに元請に選択いただくこととしております。
- 電子申請方式の導入後も共済手帳はなくなりません。電子申請方式の導入の有無にかかわらず、また共済手帳が満了となっていなくても、今後は2年ごとに手帳の更新をしていただくこととなりました。
- 電子申請方式の導入後は、掛金納付実績に応じて、機構から直接被共済者の住所宛に郵送にて掛金の充当状況を通知いたします。
- 建設キャリアアップシステム(CCUS)との連携(予定)で、就労日数取りまとめの効率もアップします。
- 退職金を請求する際の手続きは従来と変わりません。
(電子申請分・証紙貼付分で分けて請求する必要はありません。)

建退共の掛金納付方式は、現在の「証紙貼付方式」に加え「電子申請方式」を追加することについて、関係法令が改正され、令和2年10月1日より実施可能となりました。

建退共本部といたしましては、令和2年10月～令和3年3月の半年間はシステム運用に万全を期すため、参加・ご協力いただける元請企業のみで試行的に実施いたします。

令和3年3月末までに電子申請方式の全面的・本格的実施を予定しております。

電子申請方式を利用するためには

- ① 就業実績報告作成ツールから「電子申請方式申込書」を出力し、建退共都道府県支部に提出。(建退共ホームページからもダウンロードできます。)
 - ② 建退共より仮IDとパスワードを記載した専用サイト開通通知書を郵送いたします。
- ◆元請は、電子申請専用サイトへの就労報告をパソコンで行い、掛金充当書の閲覧については、パソコン及びスマートフォンでもご利用いただけます。
 - ◆下請は、元請が負担した下請分の掛金充当書を確認するために電子申請専用サイトを利用することも可能です。(電子申請方式申込書の提出が必要です。)

電子申請方式の流れ

電子申請方式では「就労実績報告作成ツール(就労実績ツール)」と「電子申請専用サイト」を使用します。

工事情報ファイル・就労実績ファイルの作成と登録 (就労実績ツール)

工事情報ファイル



就労実績ツール

元請



工事情報ファイル
作成・配布

①元請は、工事情報ファイルを作成し、一次下請に配布。

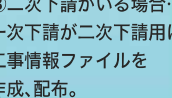


一次下請



工事情報ファイル
取込・登録

②一次下請は、元請から受取った工事情報ファイルを取込み、登録。

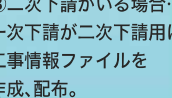


二次下請



工事情報ファイル
取込・登録

④二次下請は、工事情報ファイルを取込み、登録。
※三次下請以下がいる場合は各社③④と同様の作業を行う。



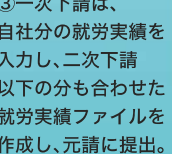
就労実績ファイル



就労実績ツール

就労実績ファイル
取込・確認

④元請は、一次下請から受取った就労実績ファイルを取込み、確認。



就労実績ファイル
取込・確認

②一次下請は、二次下請から受取った就労実績ファイルを取込み、確認。



就労実績ファイル
作成・提出

①二次下請は、就労実績を入力し、就労実績ファイルを作成。一次下請に就労実績ファイルを提出。

建退共へ就労実績報告・掛金納付 (電子申請専用サイト)

※公共工事受注時の例です。



元請

工事受注時

①元請は、就労実績ツールで作成した工事情報ファイルを登録。



電子申請専用サイト



②退職金ポイント購入額を決め、ページャーや口座振替で支払う。



工事施工中

③就労実績ファイルを取込み、登録。



電子申請専用サイト



④建退共は、電子申請専用サイトから就労実績ファイルを受取り、登録。



※建退共のサーバーは、情報保護のため、インターネットと接続しておらず、就労実績はDVD等のメディアを介して登録します。

⑤退職金ポイントより充当され、掛金納付完了。



※元請は工事情報、下請は就業履歴を建設キャリアアップシステム(CCUS)からダウンロードして就労実績ツールに取込む予定としております。